

# そうごう 総合センターだより

令和2年(2020年)

9

月号

新時代へ。

かわにしし 総合センター(川西隣保館・川西児童館)

場所: 〒666-0032 兵庫県川西市日高町1番2号(協立病院の向い)

TEL:072-758-8398 FAX:072-758-2132

ホームページ: [http://www.city.kawanishi.hyogo.jp/shisetsu/1002909/sogo\\_list/index.html](http://www.city.kawanishi.hyogo.jp/shisetsu/1002909/sogo_list/index.html)

## ぶらくさべつかいしょうすいしんほう し 部落差別解消推進法を知っていますか

「部落差別の解消の推進に関する法律(部落差別解消推進法)」が平成28年(2016年)12月9日に成立し、同月16日に公布・施行されました。部落差別(同和問題)とは、日本社会の歴史的発展の過程で形づくられた身分階層構造に基づく差別により、日本国民の一部の人々が長い間、経済的、社会的、文化的に低位の状態を強いられ、日常生活の上で様々な差別を受けるなどの、わが国固有の重大な人権問題です。

この法律が制定された背景には、今もなお続いている部落差別の厳しい現状があります。

例えば、インタ-ネットの普及に伴い、その匿名性や拡散性を悪用した差別事象の発生や戦前につくられた「全国部落調査」の復刻版を出版する動きなどの悪質な差別事件がおきています。

差別については、「そっとしておけば差別はなくなる」「寝た子を起こすな」という考え方があります。

このような考えは、正しい理解と認識が深まらないばかりか、かえって社会の誤った認識や偏見により差別心が強められるおそれがあります。

また、現に差別で苦しんでいる人たちに対して、声を上げることを許さず、さらに我慢を強いることとなり、差別を温存・助長することにつながってしまうこともあります。

差別をなくしていくためには、同和問題をはじめとする様々な人権問題について、正しい理解と認識を育むことが重要なのです。

### そうごう 総合センターの相談事業

生活人権相談 毎週 月～金曜日 午前9時～午後5時

保健相談(市保健センター協力事業)

毎月 第1木曜日 午後1時30分～3時 9月3日は中止 10月1日

保健相談は今年度から曜日が変更になりました!

セクマイ相談・学習会 セクシュアル・マイノリティ(性的少数者、性同一性障害、同性愛の人

たちなど)の人権相談・学習会です。

毎月 第4木曜日 午後1時30分～4時 9月24日 10月22日

どなたでも相談・参加可能です